

様式第4号

記入例

意見番号

岡財第 号

移転

※配分、移転に関する旨の文書の発送を記入。
農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構を通じて農地の貸借をする際に作成する計画です。年数や賃料等の条件に同意した内容を記載してください。この計画を市町村長が認可・公告することで、この計画に記載された権利設定等が効力を生じます。公告後に機構が写しを送りますが、控えはご自身でお取りください。

賃借権又は使用貸借による権利の移転關係
※原則A3両面の一枚で作成、印刷してください。複数枚となる場合は、契印が必要です。

1 各筆明細

地域計画

1 区域内

2 区域外

軽微な修正に用います。
押印(認印)または氏名を
署名をしてください。

甲 捨て印

乙 捨て印

※自署(氏名)も可

※自署(氏名)も可

整理番号				契約関係者		氏名又は名称		住 所			
市町村が記入します				権利の移転をする者（甲）		※現転借人 フリガナ ハレクニ ウケテ 晴国 受け手		〒 333-4444 (電話番号:任意記入) 080-5555-6666 岡山県○○市○○町○901			
				権利の移転を受ける者（乙）		※新転借人 フリガナ オカヤマハレクニファーム ダイヒヨウトリシマリヤク オカヤマハルコ 岡山晴国ファーム 代表取締役 岡山晴子		〒 555-6666 (電話番号:任意記入) 080-7777-8888 岡山県○○市○○町○109			
権利の移転をする土地（A）				(甲) から (乙) に移転する権利（B）							
所 在 等 ※該当に○				現況地目	面積 m ²	権利の種類 ※該当に○	内容 (土地の利用目的)※該当に○か記入	始期	存続期間 (終期)	借賃 (年額)	(賃貸借の場合) 借賃の支 払方法
市町村名	○△○ 市・町・村			※該当に○か記入							
No.	大字	字 (省略可)	地番								
1	楓原上	奥	1368-1	田 畑・()	1,200	賃借権 使用貸借	水田・畑・樹園地・()	令和7年5月15日	令和17年5月31日	6,000円	毎年12月15日までに(乙)の口座から引落
2	楓原上		1702	田 畑・()	3,000	賃借権 使用貸借	水田・畑・樹園地・()	令和7年5月15日	令和17年5月31日	15,000円	又は機関が指定する口座に振込
3	大池	宮ノ上	1483(一部)	田・畑・()	1,500	賃借権 使用貸借	水田・畑・樹園地・()	令和7年5月15日	令和17年5月31日	0円	
4				田・畑・()		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地・()	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
5				田・畑・()		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地・()	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
6				田・畑・()		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地・()	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
7				田・畑・()		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地・()	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
8				田・畑・()		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地・()	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
9				田・畑・()		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地・()	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
10				田・畑・()		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地・()	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
11				田・畑・()		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地・()	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
12				田・畑・()		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地・()	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
13				田・畑・()		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地・()	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
14				田・畑・()		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地・()	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
15				田・畑・()		賃借権・使用貸借	水田・畑・樹園地・()	令和 年 月 日	令和 年 月 日	円	
計				合計面積を記入	5,700 m ²					21,000円	合計借賃を記入

※土地改良事業実施の可能性についての説明

農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがありますのでご協力をお願いします。裏面の共通事項(16)により取り扱うに同意いただける場合は、記入の上、同意欄の□にチェックしてください。

※□してください。 私は、上記の電話番号が裏面の「2 共通事項」(16)により取り扱われることに同意します。

この計画に同意する。

権利の移転をする者 (甲)

住 所 (同上) (氏名・名称)

晴国 受け手

権利の移転を受ける者 (乙)

住 所 (同上) (氏名・名称)

岡山晴国ファーム 代表取締役 岡山晴子

押印(認印)または氏名を
署名をしてください

※自署(氏名)も可

法人の場合は、
法人名と代表者名を記入

※自署(氏名)も可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める。

令和 年 月 日 農地中間管理機構

住 所 (同上) 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 理事長

印

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、権利の移転の当事者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。
なお、1筆の一部について権利が移転される場合には地番に「(一部)」と記載し、面積欄には借受ける一部の面積を記載する。また、当該部分を特定することのできる図面を添付する。
- (4) (B) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容(土地の利用目的)」は、当該土地の利用目的(例えは水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間(終期)」は、「〇〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法(例えは、「毎年12月15日までに(乙)の指定する口座(岡山市農業協同組合、晴れの国岡山農業協同組合又は株式会社中国銀行に限る)から引落」又は「毎年12月15日までに機構の指定口座へ振込」等)を記載する。

市町村がチェックします。後日、添付資料をお願いする場合があります。

(確認事項)

- 1 定款または寄付行為については、過去に認可を受けた農用地利用集積等促進計画等に添付して以降、その内容に変更がない。(☑が入った場合は、定款等の添付を省略できる。)
- 2 農業委員会が農地所有適格法人であると認めた法人である。(☑が入った場合は、添付資料のうち法人が農地所有適格法人であること及びその状況等を確認するための書類(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第12条第2項第1号ロ、第3号及び第4号)を省略できる。)
- 3 農業委員会が、規則第12条第3項第4号のイからハまでに掲げる区分ごとに定める要件を満たしていると認めた場合。(規則第12条第2項第1号(ロを除く。)及び第2号)を省略できる。)※地域計画における「農業を担う者」のみに適用

設定される権利についての共通事項を記載していますので、ご確認ください

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより移転される権利は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

- (1) 権利の移転
1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、本計画の公告により移転される。なお、当該土地以外のもの(建物、棚及びハウス等の構築物、立竹木など本計画の策定期に当該土地に設置又は植栽されているもの)については、本計画によりいかなる権利も移転又は設定されない。
- (2) 転貸又は譲渡
本計画により権利の移転を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地について転貸し、又は設定又は移転を受けた権利を譲渡してはならない。
- (3) 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、農地中間管理機構(公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団以下「機構」という。)に権利の設定をする者(以下「土地所有者」という。)及び乙が協議して定める額に改訂する。
- (4) 借賃の支払猶予
天災その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、土地所有者、機構及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。
- (5) 借賃の増額又は減額
ア 土地所有者、機構及び乙は、当該土地に1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
イ 土地所有者、機構及び乙は、賃借権の目的物が農地である場合で、農地法第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づき借賃の増減を請求することができる。この場合、増額又は減額されるべき額は、土地所有者、機構及び乙が協議して定める。
ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが機構又は乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、当該土地が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期は、作物の作付・収穫の状況を踏まえ、土地所有者、機構及び乙が協議して定める。
- (6) 遅延損害金
ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わなければ、機構に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。ただし、算出した額が1千円に満たない場合は免除するものとする。
- (7) 修繕及び改良
ア 土地所有者は、機構又は乙の責めに帰すことができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、機構が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、機構又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 機構は、土地所有者に対する新たな果樹等の植栽やハウス等の施設を設置する場合の取扱いです。この場合には土地所有者の同意を得たときは、乙が附帯する費用(工事費、人件費、機械費、土建工事費(昭和27年法律第185号)等)を負担する。
ウ 修繕費又は改良費の負担は、甲に負担するものとし、乙は、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、農地中間管理機構(公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団以下「機構」という。)に権利の設定をする者(以下「土地所有者」という。)及び乙が協議して定める。
新規に果樹等の植栽やハウス等の施設を設置する場合の取扱いです。この場合には土地所有者の同意を得たときは、乙が附帯する費用(工事費、人件費、機械費、土建工事費(昭和27年法律第185号)等)を負担する。
他の取り決めを行う場合は、出し手と受け手と機構の三者で、確認書を取り交わすこともありますので、事前に機構へご相談ください。
- (8) 附属物の設置等
ア 乙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、機構の同意を得なければならない。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を收去する義務は乙が負い、收去に要した経費も乙の負担とし、機構は負担の義務を負わない。
イ 乙が、当該土地に附属物の設置を行うことについて、機構が同意しようとする場合は、機構は事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得なければならない。また、機構が乙に対して附属物の設置の同意をする旨の通知を行う場合には、附属物の設置について土地所有者も同意していることを通知するものとするが、土地所有者、機構及び乙が、別途確認書を交わしたときは、この限りではない。なお、乙が土地所有者及び甲の同意を得て附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了した時は、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を收去する義務を負い、機構は土地所有者に対して收去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を收去しないことに同意しているときに限り、乙は收去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

- (9) 租税公課等の負担
ア 土地所有者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、当事者間で協議の上、別表2に定めるところによるほかは、乙が負担する。ただし、この計画によらず、地域の取決め等により当事者間で協議、決定して差し支えない。
エ その他作付けしない期間等を含む当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。
(10) 賃貸借又は使用貸借の解除
機構は、次のいずれかに該当するときは、岡山県知事の承認を受けて、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第21条第1項の規定による報告をしないとき。
ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
(11) 賃貸借又は使用貸借の終了
当該土地が、天災その他、土地所有者及び機構並びに乙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (12) 目的物の返還
ア 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙はその終了の日から30日以内に、土地所有者に対して当該土地を原状に回復して返還する。機構は原状回復の義務を負わない。原状回復とは、農地の形状や水利を貸付当初の状態に回復することを意味し、その回復の程度について疑義あるときは、返還後に通常の耕作が可能な状態をもって原状回復とする。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

- イ 乙は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、土地所有者の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。
ウ イにより有益費の償還請求があった場合において土地所有者及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、土地所有者及び乙双方の申出に基づき岡山県が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代價を請求してはならない。

- (13) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
機構及び乙は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、土地所有者、機構及び乙並びに岡山県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

- (14) 権利取得者の責務
ア 乙は、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、機構から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、機関に報告しなければならない。

- (15) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

- (16) 個人情報の取扱について
機構は、農地中間管理事業の実施に当たり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)並びに関連する各種法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業の実施のために利用する。甲及び乙は、機構が農地中間管理事業の実施により取得した個人情報について、本事業による利用のほか、本事業の実施に関して、県、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関等に必要最小限度内において個人情報を第三者提供することに同意する。

- (17) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、機構、甲及び乙並びに岡山県が協議して定める。

- (18) 農用地利用集積等促進計画書の保有
本計画が認可、公告された後は、認可者が本計画書の原本を保有する。甲、乙及び機構は、それぞれ本計画書の(写)を保有するものとする。

表面の同意□の個人情報の取扱について、ご確認ください**認可、公告された後は、機構が出し手、受け手に写しを送付し、それぞれが保有します**

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	乙及び機構並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	乙及び機構の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
経常賦課金	(乙)受け手が負担	
特別賦課金	(乙)受け手が負担	
水利費		
その他 ()		

移転は、現状の条件をそのまま引き継ぐこと
が原則です。
出し手と受け手で協議の上、別表2に記載します
記載が無い場合は、(9)ウによります

※別表2に記載のない場合は、2 共通事項 (9)租税公課等の負担 に記載の原則による。